

平成 27 年度 事業計画について

I 平成 27 年度事業推進の基本方針

平成 27 年度は、平成 23 年 1 月に商品先物取引法が完全施行されてから 5 年目となる。この間、商品デリバティブ取引の種類や取引実態を踏まえつつ種々の施策に取り組んできたところであり、その中でも平成 24 年 9 月から「コンプライアンス体制確立プログラム」を会員とともに実施した結果、苦情等の件数は数年来低い水準で推移している。

こうした状況においても、自主規制機関に求められる社会的役割に変更がないことから、①商品先物取引業の社会的信頼性の向上、会員のコンプライアンス水準向上の取組支援、②会員が行う商品先物取引業務の側面支援、③能率的な協会運営、財政の安定、の 3 点を事業推進の基本方針とし、これに沿って各事業に取り組む。

特に、平成 27 年度においては、6 月 1 日から緩和される勧誘規制の下で会員の行う商品先物取引業務が適正に行われ、苦情等の件数が一段と低水準となることが重要であることから、会員が主務省令等で要請される内部管理等の体制を構築し、円滑な運営を確保できるよう必要な自主規制ルールを整備する必要がある。

II 平成 27 年度 事業計画

1. 自主規制に係る事業

- (1) 商品先物取引業務に係る自主規制ルールの整備
 - ① 商品先物取引法施行規則等の改正に対応した自主規制ルールの整備
 - ② 商品デリバティブ取引の種類や取引実態を踏まえた自主規制ルールの整備
- (2) 会員の適正な商品先物取引業務の確保
 - ① 商品先物取引法施行規則等の改正に対応した適正な商品先物取引業務の確保に向けた調査、指導
 - ② 苦情及び紛争の発生状況を踏まえた会員に対する改善指導
 - ③ 違反等行為を行った会員に対する制裁及び役員使用人等に対する処分等の実施
 - ④ 「コンプライアンス体制確立プログラム」に基づく、商品デリバティブ取引の種類及びビジネスの実態に応じたコンプライアンス体制の維持、確立に向けた指導
- (3) 会員の監査
 - ① 社内監査の実施体制及び社内管理体制等に関する調査、監査の実施
 - ② 社内監査の結果に関する調査、フォローアップの実施
 - ③ 会員の商品先物取引業務に関する監査の実施
 - ④ 会員の財務、経理に関する調査、監査の実施
- (4) 商品取引事故の確認申請等の適正な運営

- (5) 会員の商品先物取引業務に関する企業情報の開示

2. 苦情・紛争の解決に係る事業

- (1) 顧客等からの苦情の迅速な解決
- (2) 紛争の解決のためのあっせん・調停の円滑な運営
 - ① 紛争仲介業務の迅速な実施
 - ② 利用者の声を生かした円滑な紛争仲介業務の実施
 - ③ ADR促進法に基づく認証紛争解決事業者としての認証の取得の準備
- (3) 苦情・紛争等内容の調査、分析及び周知
- (4) 消費者相談機関等との情報交換

3. 外務員登録・資格試験・研修等に係る事業

- (1) 外務員登録等の的確な運営、実施
- (2) 外務員資格試験の適正な運営、実施
 - ① 試験問題の見直し
 - ② テキストの改訂
- (3) 登録更新講習の的確な運営、実施
- (4) 外務員等の資質向上策等の検討、実施
 - ① 外務員等に対するセミナー等の開催
 - ② 外務員等の教育用教材の制作
 - ③ 内部管理責任者制度の創設
 - ④ 不都合行為者制度及び関連する外務員処分制度の見直し

4. 広報等に係る事業

- (1) 協会ウェブサイトのコンテンツの充実、強化
- (2) 協会の認知度向上策の実行
- (3) 協会事業等に係る情報提供
 - ① 商品デリバティブ取引に係る統計の作成
 - ② 会員に対する商品先物取引業務に関する各種情報の提供
 - ③ 社会的信頼性向上のための協会自主規制活動の広報
 - ④ マスコミ報道機関等への情報提供
- (4) 総合的取引所の実現の可能性を踏まえ、金融商品取引業協会との連絡、調整

以 上